

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年5月19日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから5月19日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

ではオオヤマさん、お願いします。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願ひいたします。

今日の定例会議でも報告がありましたけれども、東京電力の福島第二原発の関係で、核物質防護上の不備が見つかりました。柏崎刈羽でもあったように、どうも東京電力で特に件数が多いようなんですけれども、このことについて、まずどのように受け止めていらっしゃるか、お聞かせください。

○更田委員長 確かに東京電力で、核物質防護事案が多いように思っています。それは、今回、柏崎刈羽の件を受けて、他の原子力施設についても精査したということもあるでしょうけれども、それは他の事業者でも同じことだろうから、そういった意味では東京電力全体としての核物質防護に対する取組がどうであったのかということ、これは柏崎刈羽を対象にこれから追加検査に入りますので、この中でしっかり見ていきたいと思ひます。

○記者 柏崎刈羽もそうなんですけれども、共通する部分としては、柏崎刈羽でも代替措置が慣例としてずっと行われてきたということで、今回の2Fの件も、恐らく建設当初からこういうことがあって、ずっと放置されてきたのではないかとというふうに担当の方方も予想されているんですけれども、共通するのは、こういった不備がずっと見過ごされてきて、改善されずにいたということが共通するのかなと思うんですけれども、これはどういったところに原因があるというふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 なかなか深い要因があるのではないかと思います。核物質防護そのものが規制に取り入れられてきた日が浅いということもありますし、それからアプローチが、いわゆる安全に対する規制のようにある水準を設けて、要求をして、そのレベルを下回ってれば違反というような、あるいはレベルを満たしていることを立証してもらって、それを許認可するというような形ではないので、その分、事業者間でも核物質防護に対する意識は、ばらつきがあったのかなというふうには思ひます。

本当にこれ、そうですね、条約を受けて核物質防護に対するものが規制に加わって、

それから、これが行政指導なのか、規制なのか、ある意味グレーのようなどころがあって、それから米国でのテロ等もあった上で、変化をしてくれているわけですが、その意味でも、核物質防護に対する取組の温度差というのは事業者間でもあり、また事業者と、それから規制当局もその間に変わっていますので、プレーヤーが変わっている。文部科学省時代と現在と、というのはあるでしょうから、そういった意味で、そこら辺のばらつきが影響しているんだらうというふうには思っていますけれども、これはまだまだ議論もしなきゃいけないし、事業者、規制当局、双方での探求が必要だろーと思えますし、また制度面での検討が必要であればということですけど、まだちょっとこれからですね。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、サカイさんお願いします。

○記者 中国新聞のサカイと言います。よろしくお願いします。

中国電力島根原子力発電所の関係でお伺いします。昨日、18日の夜ですね、島根原発の管理事務所内で、作業用の投光器から出火する火災がありました。けが人はなく、プラントへの影響や放射性物質の漏れいもなかったわけですが、改めて中国電力の安全管理体制が問われる事態かと思えます。改めて、この火災が起きたことへの受け止めをお願いいたします。

○更田委員長 火災一つを捉えても、それが管理体制によるものか、あるいは偶発的なものとして捉えるべきものなのかというのは、にわかには決まらないんだらうと思っています。18日のことですから、今の時点で、それが偶発的なものとして捉えざるを得ないのか、それとも管理体制に対して改善すべき余地があるのかというのは、これからだらうというふうに思います。

一つの事象を捉えて、管理体制について、いきなり短時間でというのは、ちょっと急ではあるし、誤った結論を導く可能性もあると思いますので、現時点では確定的な判断を持っているわけではありません。

○記者 実は中国電力は昨日の夜の火災だけじゃなくて、17日には島根2号機の原子炉建物の中で、協力会社の作業員が5mの高さから転落して、大けがをするという事故も起きていまして、トラブルが相次いでいる状況ではあります。実際、こうした相次ぐトラブルから、今の中国電力の原発における安全管理体制はどのように見られていますでしょうか。

○更田委員長 まず、島根について言えば、設置変更許可も今これからというところですし、それから管理体制という意味では保安規定がカバーするものもあって、これは保安規定の審査の中で、しっかりと見ていくことになるだらうと思えます。

それから労働安全に係るものと原子力安全に係るもの、それぞれの守備範囲があるわ

けですけれども、労働安全が施設の安全に及ぼす影響というのは、全く関係ないものではないですし、しっかりした体制の下では労働安全上も原子力安全上も、しっかりした実効が伴うというところはあるだろうと思いますから、まあトラブルというのはどうしても続く傾向があるというのは事実ですので、今、中国電力は島根2号機の運転を目指しているわけなので、当然、自社として気を引き締めるべき状況にあるので、しっかり注意をして取り組んでもらいたいというふうに思います。

○記者 具体的には、安全管理体制の上で、トラブルの一個一個は小さいかと思うんですけども、こうしたちょっとしたことが事故につながってしまう糸口になってしまうと思うんですよね。こうした相次ぐトラブルを受けて、やっぱり安全管理体制は、もうちょっと具体的に言うと、どのようにしなきゃいけないというふうに思いますか、再稼働に向けて。

○更田委員長 私は、ややちょっと中国電力に対しては異なる視点を持っていて、もちろん小さなことがきっかけとなって大事に至るということはあるし、小さなトラブルだからといって、それが頻発するようであれば、見過ごすことはできないわけですけども、ただ、今審査を通じて、中国電力の力量であるとか理解を、私たちとしては図ろうとしてるところで、それは日常ではなかなか予想ができないような事態が起きたときに、それにスムーズに中国電力が対処できるかどうか、そういったところをしっかりと見ていきたいというふうに思っています。

○記者 最後に、この17日、18日と、この一昨日と昨日と相次ぐトラブルが起きて、今おっしゃられた2号機は今、再稼働に向けた審査が終盤を迎えているわけなんですけども、審査に与える影響というのは、どのように見ていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 もちろん私たちが中国電力を監視する目というのには、起きてくるトラブルというのは当然その視野の中に入ってくるわけですけども、審査は審査で、また別の要件から影響されてはいけない視点というのがありますので、議論に対する直接的なものとして、設置変更許可の議論に対する直接的な影響というのはないだろうと思います。

ただ、設置変更許可というのは、再稼働を目指す中国電力にとって、プロセスの本当の一部にすぎないわけで、私たちの規制にとっても一部であるので、全体的な中国電力に対する監視という意味では、当然トラブルが頻発するようであれば、その見る目に対して影響は及ぶというふうに思っています。

○記者 影響があるというのは、もう少し言えば、例えば厳しくなる監視、あるいはそのチェックを厳しくせざるを得ないであるとか、あるいは審査がもうちょっと伸びちゃうとか、どんな影響が。

○更田委員長 審査というよりは、むしろ日常的な原子力規制検査の目というのには、当然影響が出てくるでしょうし、これは程度の問題ですよ。重要な事象が頻発するようであれば、当然審査にだって、審査といいますか、審査の判断に影響が及ぶということ

は考えられると思います。

○記者 現時点では、そういった影響というのはまだ。

○更田委員長 今の時点で捉えているわけではありません。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 そのほか、いかがでしょうか。

ではエンドウさん、お願いします。

○記者 新潟日報のエンドウです。よろしくお願いします。

2Fの件に戻ってしまうんですけども、まず委員長、そもそもなんですが、今回指摘のあった3件ですかね、2Fに関して核物質防護の件で、重要度は緑となっていますけれども、委員長自身としては、この事案をどういうふうに評価されているかというのをお聞かせいただけますか。

○更田委員長 どういうふうにとというのは。

○記者 この事案の重要度というか、ここの資料上では緑となっていますけども。

○更田委員長 確かに核物質防護に係る事案というのは安全に関する事案と異なって、事案の詳細まで資料で示していませんので、なかなかその評価や結果が、どうしてそういう評価になったのかというのはお知らせしにくいところがあるんですけど、事案ごとに異なる性質を持っているとは思っています。

それから、2Fの件で言えば、今回明らかになった事案が長期間にわたってのもので、それはなぜ長期間にわたってそういう状態にあったかという点、これは認識の問題ですよ。ですので、福島第二原子力発電所における核物質防護に対する認識というのが、その事案によって問われる形になったんだというふうに思っています。

これは、今後とも核物質防護に係る監視は続けていくわけですので、その中で一つ一つ、今回、個別の事案に対する対処はできているわけですけども、全体的な核物質防護に対する取組、意識というのは引き続き見ていきたいというふうに思います。

○記者 引き続き見ていくという中で、柏崎刈羽に対する追加検査、東電に対してですけども、追加検査があると思うんですけども、今回明らかになった2Fの案件が、そのKKの追加検査に与える影響というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○更田委員長 それもこれからではないかなと思いますけど、直接的に影響が及ぶとは、今の時点で考えているわけではないですけども、ただ、2Fに限らず、例えば、他の事業者と対応がどう異なるのかというようなところは、柏崎刈羽の核物質防護を考えていく上で、当然参考になる話ですので、全く影響がないとは思いませんけれども、ただ、2Fでこういう事案があったからという形が、柏崎刈羽の検査や検査の結果に影響が及ぶとは、今の時点では考えていません。

○記者 分かりました。

別の案件で、先週質問した2015年のIDの不適切使用問題で、記録が原子力規制庁に残

っていないというお答えだったと思うんですけども、その後、東電の会見で、東電の側にも記録が残っていないで、当時の関係者に聞き取りをして事実確認をしているということなんですけれども、そうすると過去に遡って調べる際に、双方共に記録がないと詳細に調べられるのかという疑問というか、懸念もあるのかなと思うんですが、委員長はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 懸念というか、もう具体的に困難はあるんだろうと思います。過去の事例に遡ろうとしたときに、双方に記録がないとなると、事実確認に限界が生じるのはおのずと明らかで、これからのことを考えると、核物質防護というのは多くの人の目が届きにくいものであるからこそ、記録の確認の重要度というのは、安全上の問題よりも重要度が大きいでしょうから、そういった意味で、核物質防護事案の記録の保管期間であるとか、そういったものについて、これは、まずは自分たちの制度について議論をして、検討することから始めるんでしょうけれども、その上で事業者記録確認をどのように求めるかということも、その議論の中で進めていきたいと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ではオカダさん、お願いします。

○記者 毎日新聞のオカダです。

同じく2Fの件なんですけれども、今回の事案は、扉自体が図面の中に記載されていなかったという結構不思議な事案だと思ったんですけど、これは委員長として、東電の体質によるところが大きいのか、それとも他の事業者でも似たような事例がたくさんあるんじゃないかということが疑われているので、疑われているのであれば、その調査をすべきだとお考えなのか。このあたりの今回の東電の特殊性については、どういうふう考えられていますでしょうか。

○更田委員長 ある意味ですね、一つの事案が東京電力で起きたときに、これが東電の特殊性によるものだと決めつけてしまう、早い時点で決めつけてしまうことは危険だと思っているんですね。当然のことながら、他の事業者でもあるかもしれないことだから。それから、それが長く放置されていたということも、東京電力ならではの事案なのか、そうではないのかというのは一つのポイントだろうというふうに思います。

今回の事案で、これは核物質防護に限らず、安全対策でも同じなんですけれども、私たちはプラントのあるがままの状態をできるだけ正確に把握をしたいと思っています。それは規制が要求しているものなのか、そうでないかにかかわらず、電力が自主的に行っているものも含めて、全ての施設について、今あるがままの状態というのを把握したいと思っています。これを新規規制基準の策定の時期と同時期に、制度として、安全性向上制度という、その中の一つの柱として、あるがままの図面、状態を届け出てほしいと。これがなかなか、しっかりと期待どおりに進んでいるかというところではない部分はあって、申請図面がそのまま束ねたものが出てきてしまったりしているというのは、当初議

論の対象になっていたんです。これは核物質防護の施設についても同じことで、安全、それから核物質防護、この双方にわたって、プラントのあるがままの状態をしっかりと、規制当局に対してそれを知らせることになれば、事業者自身がまずきっちり把握することになりますから、そういった意味で、管理されていない開口部のようなものというのがあった場合には、発見も早くなるし、管理もしっかりなされるので、状態把握というのが非常に重要だなというのは、その事案から強く受けた印象ではあります。

お尋ねの中の東電独自であるか、独自でないかということに関しては、冒頭で申し上げたように、今それについて判断するのはちょっと早計であろうというふうに思います。

○記者 関連して、IDカードの不適切事案に関しては、他の電力会社にもその状況を聴取しましょうという話を定例会でされていましたが、これはなぜかということと、その対象とか時期に関してはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○更田委員長 ちょっと、今どこまで話しているのか、私自身も分かっていないんですけども、他業者において、そっくりでというわけでもないし、似てないこともないというような、IDカードに関わる事案というのが聞かされてはいるんです。つまり、自分のではないIDカードを、例えばIDカードって、どこかに保管されているものを自分のとは違うのを誤って取ってしまって、それでセンサーに載せたらピッと鳴る、エラーが出る。このこと自体はあることではあるけれども、そういった事案についても、しばらく前まで遡って把握しようと努めている事業者もいて、IDカードの使い方やIDカードのエラー等に関して、どういう事例があったのかというのを一部掴んでいる状態なので、それは全事業者にわたって、IDカードにまつわる正しくない利用の仕方というようなものがあつたのかどうかというのは、確認してみてもどうかというのが、今日の委員会での発言の内容です。

○記者 確認ですけど、そうすると既に他の電力で不適切が疑われる事案の報告を受けているということですか。

○更田委員長 不適切というかどうかということ自体、今の時点で不適切という言葉がふさわしいかどうか分からないんですけど。ただ、例えばバリアが二重にあったときに、二重目で使うIDカードを一重目を通過するときは、センサーに載せるわけではないから、他の人のIDカードを持って入ってきてしまって、いざそのIDカードを使うとなったときには、当然自分のじゃないから、そこで撥ねられる。そういう事例がどのくらいあるか、あつたかというようなことは調べていこうというふうに思っています。

これ、オカダさん。詳しくは話せないのよ。

○記者 じゃあ、今の時点で何件報告を受けているかとかというのは言えないのですか。

○更田委員長 まだ、何件というようなものではないです。ただ、私も施設にいましたので、出入り管理に関しては、時代とともに出入り管理の厳しさというのは変わってきているけれども、例えば一重目では、そこにおられる警備員の方々が、IDカードを持っているかどうかをチラッと見るような形で、一つ目のゲートを抜けて、二つ目のゲートへ

行って、初めてIDカードを電子機器に載せるというような運用というのは、施設はあるんですね。

自分の経験だから話してもいい、これ。IDカードを掛けてあるところから、手に取りますよね。それで、最初のときには、いつもの警備員さんに会うから、「こんにちは」と言って、IDカード持っていますよと見せる。そのときは、私も他人のIDカードを取ったのかどうか気づかないし、警備員さんもIDカード持っているなどということだけで、そこを通っちゃう。それで、二つ目のゲートに行ったときに、IDカードを乗せると、当然違う人のIDカードだから、ピーッと警告音が鳴るので、慌てて取りに戻るということはあるんですね。これは、IDカードが正しく機能したからこそ、二つ目のところで通れないわけだけど、すごく厳密に言うと、1番目のゲートを通るときに、警備員さんは、そのIDカードが、私のものであるかどうかを確認する義務があるのかどうかというところなんです。どうしても警備員さんのところを通るときに、IDカードは2番目のゲートでピッと載せるわけだから、一番目のゲートを通るときに、警備員のところは、「こんにちは」「おはようございます」って言って、IDカード持っていますと言って、通っちゃうから。これを不適切というのか、それともIDカードってそういうものだと捉えるのかというのは、少なくとも当時は、二つ目のゲートでIDカードがピッと鳴って引き返すのだから、正しい運用だという捉え方だったけども。

このあたりは、私自身、解釈の余地があると思っていますし、不適切と呼ぶかどうかというようなこと自体も難しいところだというふうには思います。

○記者 あと、すみません。前の質問に戻って恐縮なんですけど、東電が特殊なのかどうかというのを判断する上で、今回のような防護区域の管理状況について、他電力から、規制庁側から働きかけて状況を調整するという事は考えていますか。

○更田委員長 局面によって、それから検査によって明らかになってくることによって、それは変わるだろうと思います。これは、他事業者にも聞いてみたほうがいいねということになれば、聞いてみることになるだろうし。それは、これからだと思います。

○司会 そのほかございますでしょうか。

では、隣のアベさんお願いします。

○記者 NHKのアベといいます。お願いいたします。

すみません、同じく2Fの事案なんですけれども、今回の2Fの事案の一つで、防護区域に適切なチェックを受けずに入れる可能性があったということで、場所は容易な場所ではないとお聞きしていますけれども、そういう防護区域に適切なチェックを受けずに入れてしまうような状態が長く続いていたということについては、委員長としてはどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 核物質防護自体の難しさだと思うのは、核物質防護を気にしているメンバーというのは、事業者においても一部だと思うのですね。僕は、ここが核物質防護でこ

れからどう変えられるか、あるいは変えられないのかだと思っているのですが、例えば理由を説明できない、情報を詳しくは言えないということであるがために、その事業所で働く人全員が、その核物質防護ってこうあるべきという意識を持って働いているわけではないので、問題があったとしても気がつく可能性を持っている人というのは、ごくごく限られてしまう。

これは規制当局側も同じことで、サイトを見に行きますよね。サイトを見に行ったときに、安全上の機器や、それから私たちプラントの表へ出た場合でも、機器がどこにあって、それからどう人が動いて、動線等を見ますけれども、そのときに核物質防護に関しての目をもって、これまで安全部隊が見てきたかという、そうではなくて、核物質防護についてはPP室にお任せという状態であるし。委員会も、安全対策ほどには核物質防護について、規制庁の説明を受けてきていないですし、個別のプラントの状況というのも、踏み込んでいないところがあります。

ですから、チェックを受けずに入室するというようなことが日常であったりとか、あるいは管理されてない開口部があったというのも、事案が明らかになってみれば、なんでこんなことがと思う部分もありますけれども、やはり目を光らせている、あるいは意識を持って管理をしている人間が、規制側、事業者側双方において一部だということが根にあるのだらうと思っています。

ですから、規制側も核物質防護については、改められるところがないかというのは、これから探っていきますし、それに伴って、規制側が変われば事業者が変わらざるを得ない部分というのは当然ありますので、これもコミュニケーションも必要なのですが、双方が改善をするという余地が随分あるように思っています。

○記者 ありがとうございます。事案に気がつくことの難しさとか、すごくよく分かりました。

その状況について、今回緑という評価ですけれども、実際上の危険性とか、リスクとか、そういうものはあまり深刻なものではなかったという受け止めでもよろしいのでしょうか。

○更田委員長 資料に記されているとおりではあるのですが。緑の評価ということは、それを表しているということです。

○司会 それでは、フジイさん。お願いします。ヒロエさんです。ごめんなさい。

○記者 共同通信のヒロエです。

昨日の東海再処理施設の審査会合を聞いていたのですが、ガラス固化の再開が2か月遅れるという話が出ていまして、これについての委員長の受け止めをお願いします。

○更田委員長 あの件は私、報告を受けてですね。それで、これは一体、きちんと手を尽くしているのだけでも、こうなってしまったということなのか、あるいは規制当局として、さらなる要求なりをすれば改善することなのかという問いかけを、審査に当たって



いる部隊に対して問いかけたのですが、審査側が持っている感触としては、JAEAはできるだけのことはやっているのだけど、それでもああいう状態になっているというのが、現在の捉え方で、今の時点で追加的にその要求であるとか、是正を求めるとかという局面ではないという認識を聞いています。

○記者 つまり根本的に、この作業自体が難しいというのがあるということなのでしょうか。

○更田委員長 再処理施設って、全てを遠隔でやりますし、それからほとんど全てがテラーメイドと言っていい施設で、不具合が起きた場合でも、個別の不具合というのは、ほとんどのものがなかなか経験するものではなかったりするということですので、結合装置の部分ですけれども、今までも困難はありましたし、なかなか難しいことだというふうに思います。

○記者 津波対策についてなんですけど、HAWとTVFの建屋を守って、ガラス固化をいち早く進めるということをするれば、ほっとするのかなと思っていたのですが、他の建屋でも、まだ配管とかに放射性物質が残っていて、まだ系統除染をしなければいけないとか、そういう話のようなのですが、ウェットサイトですし、どの作業が終われば、東海再処理施設は安心できる、津波が来ても安心できるというふうに言えるのでしょうか。

○更田委員長 安全上のレベルがというのは、レベルによりますけれども、優先されるのは、お尋ねの中にもありましたけども、プルトニウム溶液の固化と、それから高レベル廃液のガラス固化。この2点、これが最も優先される。

というのは、やはり汚染であるとか、核燃料物質、汚染物質って液体の状態にあるというのは不安定な状態なので、ごくざっくりではありますけど、東海再処理にとって、まず目指すべき目標というのは。

プルトニウム溶液については、固化を完了しましたので、高レベル廃液をできるだけ早くガラス固化体にするというのが、当面の目的だと思います。ただ、東海再処理には他にHAWであるとかという難しいものを幾つも抱えていますし、一般に再処理施設の廃止措置は原子炉施設等に比べると、比較にならないぐらい困難がたくさんありますから、そういった意味で、東海再処理施設に対する関心というのは、かなりの長期間、私たちは高いレベルで監視を続けなければならないというふうに思っています。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。

では、クドウさん。お願いします。

○記者 電気新聞のクドウです。よろしくお願ひいたします。

今日の議題、規制検査の結果の報告の議題の中で、委員長が触れたインフォメーションノートについてお尋ねしたいんですけど。規制庁に対して、制度設計をするようにということで指示を出したということなのだと思いますけど、委員長自身、どういう部分に必要性を感じられたのかとか、あと私自身、ちょっとインフォメーションノート

イスについて詳しくないというか、分かっていないもので、その仕組みの解説と併せて、教えていただけないでしょうか。

- 更田委員長 インフォメーションノーティスが便利というか、位置づけとして使いやすいものというのは、原子力規制委員会が発足のときから、認識としてはあったものなのです。少なくとも、こういうのがあれば。原子力規制委員会発足というよりも、もっと前かな。もっと前から、少なくとも安全委員会の委員会での議論等々でも、そういった議論というのはあったように思っていますけども、原子力施設の安全を考えるときに、いきなり要求というレベルではなくて、まず、こういったところに私たちは問題意識を持っていますよとか、あるいは海外等も含めて、他の施設でこういう事例があったので、おたくのところでも気をつけてくださいねというのを、今までは、何となく様々な事業者とのコンタクトポイントを通じてやっているわけなんだね。今日の委員会でも発言しましたけども、例えば急ぐものだったら、CNO会議で発話して、こういうことがあったけど、あなた方はどうというようなやり方であるとか、あるいはATENAに向けて面談をやって、ATENAにこういうことで注意喚起をしたりとかというやり方はありますけども、さらに言えば、いわゆる行政指導文書の形で文章化して、各事業者に発信するというようなやり方もあるわけですけど。系統だっていないのと、それから過去に起きた事例を遡って検証しようとするときに、それらは系統的に整理されるわけではないと。

一方、USNRCのインフォメーションノーティス、番号が取られていて、これはまた、言語が有利というのは、ある種、世界言語の英語で書かれているから、各国事業者、NRCがインフォメーションノーティスを出すと、各国の規制当局も事業者も参照しやすいんですね。

だから、そういった意味で番号を振って、そして事業者に知ってもらいたいこと、それから改善措置として、規制当局が強制的な要求をするわけではないけれども、こういう問題があったということ認識してというような文書の体系として、まずはこのインフォメーションノーティスの日本版を何と呼ぶのかというのから始めて。そんなにかっちりした定義でなくていいと思うのです。気軽に発信できるものにするのが大事だろうと思っていますので、そういった意味で、そういった制度を規制庁に考えてもらいたいというふうに。

発話したのは今日なのですけども、それから技術情報検討会での議論をちょっとなぞっていただければ、想像だけど基盤課長なんかはそういったような、遠山基盤課長なんかは、恐らくそのような発言をしているんじゃないかと、私想像していますけども。前からあった議論ではあるけれども、今回のISLOCA過時の耐久性というのは、本当にびったりくる事例なので、きっかけにして、制度の設計で取り組んでほしいというふうに、規制庁に指示したところですよ。

- 記者 先ほどおっしゃった行政指導文書ですとか、他にもバックフィットですとか、いろいろと規制手法は既にあると思うのですけど、そういったものの充実というか、補完

するとか、そういう方向になっていくという理解でいいのでしょうか。

○更田委員長 文書ですとか、その体系化というほど大げさなものではないですけど、例えばジェネリックイシューであるとか、そういった一般的な安全上の懸念・課題であるとか、要するに規制以前のものではあるのだけれども、検討してみる余地があるというようなものを公表していく。それから、文書の形で事業者伝えていくということには意味があると思っていますので、それができるだけ明確な形で、先ほど申し上げましたけど、行政指導文書だと、結局は後でそれを参照する際にも、何年何月何日付の誰々名のこの文章という言い方になるじゃないですか。それじゃあ、まどろっこしいので、統一的な略称と番号で管理できる体系というのは、私と意味があるというふうに思っています。

○記者 分かりました。

すみません、あと全く別件なんですけれども、島根2号機なんですけれども、審査結果の説明、規制庁幹部だったり委員への説明というのは始まっていますでしょうか。

○更田委員長 まだ審査会合に出席されている、具体的に言えば、石渡委員と山中委員には、個別に部分の説明はあったんじゃないかなとは思いますが、委員全体それから幹部への説明というのは、まだ始まっていません。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—